

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 特例随意契約に関する関係規程類

		関連規程類	規程類等抜粋
大臣決定２（１）の措置及び（２）の条件について		契約事務実施規則（抜粋）	第５条の２ 経理責任者等が行う契約について公正性・透明性を確保をしつつ合理的な調達の促進を図るため、農研機構に、契約監視委員会を置く。 （略） ２ 契約監視委員会は、理事長からの要請に基づき、次の各号に掲げる事務を行う。 （略） 三 特例随意契約（第２８条の２第１項に規定する随意契約をいう。）に係る事前承認及び事後確認に関すること。
	大臣決定２（１）の措置及び（２）の条件は、その履行・遵守の状況を法人の内部監査等により計画的に点検し、かつ、その結果を契約監視委員会に報告し、了承を得ること。	契約監視委員会細則（抜粋）	第３条 委員会は、理事長の要請に基づき、次に掲げる事務を行う。 （略） 四 「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和３年２月２６日内閣総理大臣、総務大臣決定）２の（１）の①から⑤までの措置及び（２）の①から⑦までの条件（第６号アにおいて「大臣決定２の措置及び条件」という。）に係る規定の整備及びその見直しに関し、事前承認を行うこと。 五 特例随意契約（規則第２８条の２第１項に規定する特例随意契約をいう。以下同じ。）を実施してよい旨の毎事業年度の事前承認を行うこと。この場合において、事前承認は、事後確認（次号及び第８号の事務をいう。第７条第３号において同じ。）の結果（改善策等の対応を含む。）を踏まえて行うこと。 六 農研機構が行った特例随意契約の個々の案件について、次の観点から点検を行い、必要に応じて改善策等に係る意見を述べること。 ア 大臣決定２の措置及び条件が、特例随意契約に関する規定に則って運用されているか。 イ 一者見積りの契約（特に、同種類類似案件の契約が、特定の業者と連続して結ばれている場合）について、一者見積りとなった原因は何か、参加者の拡大ができないか。 七 前号の規定による点検の対象を抽出する方法を決定すること。 八 特例随意契約に関する内部監査等による点検結果について審議し、必要に応じてその内容及び事後処理（問題事例の再発防止策等）等に係る意見を述べること。 （参考）第７条 理事長は、委員会に係る次に掲げる事項について、農研機構のウェブサイト等で公表する。 （略） 三 事後確認に係る資料
（１）研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等の措置	① 全ての研究者及び事務職員に、定期的かつ計画的な不正使用防止のための研修の受講を義務付けている。	研究費の不正使用等の防止に関する規程（抜粋）	第１１条 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副推進責任者(以下「コンプライアンス推進責任者等」という。)は、不正使用等を防止するため、毎事業年度、その担当する組織に所属する役職員等に、研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正使用等に当たるのかなどをしっかりと理解させるための研修を実施するとともに、その受講者（研究費関係役職員等に限る。）の理解度を調査しなければならない。 （略） ４ 役職員等は、第１項の規定による研修を受講しなければならない。
	② 契約担当の事務職員のみが、契約（発注）を行うこととしている。	組織規程（抜粋）	第６３条 管理本部に、次の組織並びに副本部長及びスタートアップ管理役を置く。 （略） 総務部 観音台第１管理部 観音台第２管理部 観音台第３管理部 藤本・大わし管理部 池の台管理部 北海道管理部 東北管理部 西日本管理部 九州沖縄管理部 さいたま管理部 第６５条 総務部は、総務、経理、会計、資産管理、安全衛生及び法務に関する業務の総合調整をつかさどる。 第６７条 観音台第１管理部は、次に掲げる業務のうち、つくば研究拠点観音台第１事業場、上越研究拠点、安濃野菜研究拠点及び新橋事業場に係るものをつかさどる。 （略） 七 物品、役務、工事等の契約及びこれらの契約に係る検収に関すること（総務部会計課の所掌に属するものを除く。）。 ２ 観音台第２管理部は、前項各号に掲げる業務のうち、つくば研究拠点観音台第２事業場、常陸大宮研究拠点及び北杜研究拠点に係るものをつかさどる。 ３ 観音台第３管理部は、第１項各号に掲げる業務のうち、つくば研究拠点観音台第３事業場及び小平海外病研究拠点に係るものをつかさどる。 ４ 藤本・大わし管理部は、第１項各号に掲げる業務のうち、つくば研究拠点藤本・大わし事業場、興津カンキツ研究拠点、金谷茶業研究拠点、北海道中央農場、北海道中央農場後志分場、胆振農場、十勝農場、上北農場、婦恋農場、八岳農場、西日本農場、雲仙農場、鹿児島農場及び沖縄農場に係るものをつかさどる。 ５ 池の台管理部は、第１項各号に掲げる業務のうち、つくば研究拠点池の台事業場、那須塩原研究拠点及び御代田山地放牧研究拠点に係るものをつかさどる。 ６ 北海道管理部は、第１項各号に掲げる業務のうち、札幌研究拠点及び芽室研究拠点に係るものをつかさどる。 ７ 東北管理部は、第１項各号に掲げる業務のうち、盛岡研究拠点、大仙研究拠点及び福島研究拠点に係るものをつかさどる。 ８ 西日本管理部は、第１項各号に掲げる業務のうち、福山研究拠点、善通寺研究拠点、大田研究拠点及び安芸津ブドウ・カキ研究拠点に係るものをつかさどる。 ９ 九州沖縄管理部は、第１項各号に掲げる業務のうち、合志研究拠点、筑後・久留米研究拠点（筑後）、筑後・久留米研究拠点（久留米）、都城研究拠点、種子島研究拠点、口之津カンキツ研究試験地、枕崎茶業研究拠点及び鹿児島研究拠点に係るものをつかさどる。 １０ さいたま管理部は、次に掲げる業務をつかさどる。 ー 第１項各号に掲げる業務のうちさいたま研究拠点に係るもの。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 特例随意契約に関する関係規程類

		関連規程類	規程類等抜粋
（１）研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等の措置	② 契約担当の事務職員のみが、契約（発注）を行うこととしている。	組織規程（抜粋）	第 7 2 条 総務部に、次の組織を置く。 （略） 会計課 第 7 5 条 会計課は、次に掲げる業務をつかさどる。 （略） 三 物品、役務、工事等の契約に関すること（農研機構全体に係るもの、つくば地区における共通的な仕様等に係るもの及び本部に係るもの（つくば地区管理部の所掌に属するものを除く。）に限る。）。 第 4 1 5 条 生物系特定産業技術研究支援センターに、次の組織並びに総括研究開発監、研究開発監及び審議役を置く。 研究管理部 第 4 2 2 条 研究管理部に、次の組織を置く。 資金管理課 第 4 2 4 条 資金管理課は、次に掲げる業務をつかさどる。 （略） 二 物品、役務等の契約及び契約に係る検収に関すること。
		会計規程（抜粋）	第 7 条 農研機構に別表の会計区分の欄に掲げる会計区分を設け、それぞれの会計区分ごとに経理責任者を置く。 （略） 2 経理責任者は、別表の経理責任者の欄に掲げる者をもって充て、理事長が自ら決定すべき重要事項を除き、同表の担当組織の欄に掲げる組織における会計に関する事務を行うものとする。 【別表 別添 1 のとおり】
	③ 検収担当の事務職員が、検収を行うこととしている。	組織規程（抜粋）	第 6 3 条 同上 第 6 5 条 同上 第 6 7 条 同上 第 7 2 条 同上 第 7 5 条 会計課は、次に掲げる業務をつかさどる。 （略） 四 物品、役務、工事等の契約に係る検収に関すること（本部に係るもの（つくば地区管理部の所掌に属するものを除く。）に限る。）。 第 4 1 5 条 同上 第 4 2 2 条 同上 第 4 2 4 条 同上
	④ 物品管理担当の事務職員が、換金性物品の保管状況を定期的かつ計画的に検査することとしている。	組織規程（抜粋）	第 6 3 条 同上 第 6 5 条 同上 第 6 7 条 同上 （略） 十 資産の管理に関すること。 第 7 2 条 総務部に、次の組織を置く。 （略） 管財課 第 7 6 条 管財課は、次に掲げる業務をつかさどる。 （略） 一 財産の処分及び固定資産の管理に関すること（管理部の所掌に属するものを除く。）。 第 4 1 5 条 同上 第 4 2 2 条 同上 第 4 2 4 条 資金管理課は、次に掲げる業務をつかさどる。 （略） 八 資産の管理に関すること。
		物品管理規程（抜粋）	第 4 条 農研機構に別表第 1 の管理単位の欄に掲げる管理単位を設け、それぞれの管理単位ごとに資産管理責任者を置く。 2 資産管理責任者は、別表第 1 の資産管理責任者の欄に掲げる者をもって充て、同表の担当範囲の欄に掲げる事業場における別表第 2 の資産管理責任者が行う事務の欄に掲げる物品の管理事務を行うものとする。 3 資産管理責任者は、別表第 1 の物品管理担当課長の欄に掲げる者に、別表第 2 の物品管理担当課長に委任できる事務の欄に掲げる軽微な事務を行わせることができる。 4 資産管理責任者に事故があるときは、別表第 1 の代行者の欄に掲げる者が、その事務を代行するものとする。 第 2 3 条 資産管理責任者は、毎事業年度末日をもって当該事業年度の資産物品の増減及び期末残高を確認し、物品種別、種類及び分類別に集計しなければならない。 （略） 3 資産管理責任者は、必要があると認める場合には、その管理する物品の現況について随時確認するものとする。ただし、資産物品及び換金性物品については、毎事業年度 1 回以上確認するものとする。 【別表 1 別添 2 のとおり】

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 特例随意契約に関する関係規程類

		関連規程類	規程類等抜粋
(1) 研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等の措置	④ 物品管理担当の事務職員が、換金性物品の保管状況を定期的かつ計画的に検査することとしている。	換金性物品を定める細則 (抜粋)	物品管理規程 (1 3 規程第 5 1 号) 第 8 条に規定する換金性の高い物品として別に定めるものは、次に掲げる物品とする。 一 パーソナルコンピュータ 二 デジタルカメラ 三 ビデオカメラ 四 テレビジョン受信機 五 録画機器 (H D D レコーダー、D V D レコーダー、ビデオデッキ等) 六 前各号に掲げるもののほか、換金性が高いと認められる物品 (参考) 第 8 条 資産管理責任者は、管理する物品について分類を決定したときは、物品標示票 (別紙様式 4) により諸事項を表示しなければならない。ただし、消耗品 (別表第 3 の種類欄に掲げる種類が消耗品に区分される物品をいう。以下同じ。) (換金性の高い物品として理事 (総務担当) が別に定めるもの (以下「換金性物品」という。) に該当するものを除く。) 又は表示することが困難な物品については、その表示を省略することができる。
	⑤ 契約業者から不正をしないことの誓約書を受領することとしている。	研究費の不正使用等の防止に関する規程 (抜粋)	第 1 2 条の 2 コンプライアンス推進責任者は、不正使用等を防止するため、農研機構と取引を行う相手方に対し、別紙様式 3 の誓約書の提出を求めるものとする。 【別紙様式 3 別添 3 のとおり】
(2) 特例随契を適用するための条件	① 特例随契は、関係法人以外との契約であること。	契約事務実施規則 (抜粋)	第 2 8 条の 5 経理責任者等は、特例随意契約においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とするものとする。ただし、農研機構の役員経験者が再就職している又は農研機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している法人であって、農研機構との間の取引高が総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めているものは、契約の相手方とすることができない。
	② 特例随契は、公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施すること。	契約事務実施規則 (抜粋)	第 2 8 条の 3 経理責任者等は、特例随意契約を締結する場合は、農研機構のウェブサイトに調達情報を掲載して公告し、見積りへの参加を募る方法 (以下「公開見積競争」という。) によらなければならない。
			第 2 8 条の 4 経理責任者等は、前条の規定により公開見積競争に付そうとするときは、見積書の提出期限の前日から起算して少なくとも 7 日前に、次に掲げる事項について公告しなければならない。 一 公開見積競争に付する事項 二 公開見積競争に参加する者に必要な資格に関する事項 三 見積競争説明書の交付場所 四 見積書の提出期限及び提出場所 五 仕様書 六 その他必要な事項
	③ 特例随契は、公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施すること。	契約事務実施規則 (抜粋)	第 3 2 条 (略) 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、参考見積の価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。 3 経理責任者等は、随意契約によるうとする場合は、あらかじめ、前条及び前 2 項の基準に準じて、予定価格を定めなければならない。この場合において、当該随意契約が特例随意契約であるときは、必ず参考見積を徴するものとし、その参加者が一者であるときには、価格交渉を実施しなければならない。
	④ 特例随契は、研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であること。	契約事務実施規則 (抜粋)	第 2 8 条の 2 理事長は、農研機構の研究開発に直接関係する次に掲げる契約について随意契約 (第 2 7 条各号の規定に該当する場合を除く。以下「特例随意契約」という。) によるうとするときは、毎事業年度、契約監視委員会の事前承認を得るものとする。 一 予定価格が 5 0 0 万円以下の製造の請負 二 予定価格が 5 0 0 万円以下の財産の買入れ 三 予定賃借料の年額又は総額が 5 0 0 万円以下の物件の借入れ 四 予定価格が 5 0 0 万円以下の役務の提供 2 経理責任者等は、前項の場合には、同項各号の契約について特例随意契約によることができる。 (参考) 第 2 7 条 会計規程第 3 8 条第 4 号の随意契約によることができる「理事長が別に定める場合」とは、次に掲げる場合とする。 一 予定価格が 2 5 0 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 二 予定価格が 1 6 0 万円を超えない財産を買い入れるとき。 三 予定賃借料の年額又は総額が 8 0 万円を超えない物件を借り入れるとき。 四 予定価格が 5 0 万円を超えない財産を売り払うとき。 五 予定賃賃料の年額又は総額が 3 0 万円を超えない物件を貸し付けるとき。 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が 1 0 0 万円を超えないものをするとき。 七 運送又は保管をさせるとき。 八 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付ける又は信託するとき。 九 外国で契約をするとき。 十 生産物を売り払うとき。
	⑤ 特例随契は、契約監視委員会等が事前承認及び事後確認すること。	契約事務実施規則 (抜粋)	第 5 条の 2 経理責任者等が行う契約について公正性・透明性を確保をしつつ合理的な調達の促進を図るため、農研機構に、契約監視委員会を置く。 2 契約監視委員会は、理事長からの要請に基づき、次の各号に掲げる事務を行う。 (略) 三 特例随意契約 (第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する随意契約をいう。) に係る事前承認及び事後確認に関すること。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 特例随意契約に関する関係規程類

		関連規程類	規程類等抜粋
(2) 特例随契を適用するための条件	⑤ 特例随契は、契約監視委員会等が事前承認及び事後確認すること。	契約事務実施規則（抜粋）	第28条の2 理事長は、農研機構の研究開発に直接関係する次に掲げる契約について随意契約（第27条各号の規定に該当する場合を除く。以下「特例随意契約」という。）により行うときは、毎事業年度、契約監視委員会の事前承認を得るものとする。 一 予定価格が500万円以下の製造の請負 二 予定価格が500万円以下の財産の買入れ 三 予定賃借料の年額又は総額が500万円以下の物件の借入れ 四 予定価格が500万円以下の役務の提供
			第28条の7 理事長は、毎事業年度に締結した特例随意契約について、契約監視委員会の事後確認を受けるものとする。
	⑥ 特例随契は、契約概要を別紙様式により公表すること。	契約監視委員会細則（抜粋）	第3条 委員会は、理事長の要請に基づき、次に掲げる事務を行う。 （略） 四 「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定）2の（1）の①から⑤までの措置及び（2）の①から⑦までの条件（第6号アにおいて「大臣決定2の措置及び条件」という。）に係る規定の整備及びその見直しに関し、事前承認を行うこと。 五 特例随意契約（規則第28条の2第1項に規定する特例随意契約をいう。以下同じ。）を実施してよい旨の毎事業年度の事前承認を行うこと。この場合において、事前承認は、事後確認（次号及び第8号の事務をいう。第7条第3号において同じ。）の結果（改善策等の対応を含む。）を踏まえて行うこと。 六 農研機構が行った特例随意契約の個々の案件について、次の観点から点検を行い、必要に応じて改善策等に係る意見を述べること。 ア 大臣決定2の措置及び条件が、特例随意契約に関する規定に則って運用されているか。 イ 一者見積りの契約（特に、同種類類似案件の契約が、特定の業者と連続して結ばれている場合）について、一者見積りとなった原因は何か、参加者の拡大ができないか。 七 前号の規定による点検の対象を抽出する方法を決定すること。 八 特例随意契約に関する内部監査等による点検結果について審議し、必要に応じてその内容及び事後処理（問題事例の再発防止策等）等に係る意見を述べること。
	⑦ 特例随契を導入したことによる効果を、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載すること。	契約事務実施規則（抜粋）	第41条の2 理事長は、支出の原因となる契約（農研機構の行為を秘密にする必要があるもの並びに第27条第1号から第3号まで及び第6号に規定するそれぞれの金額を超えないものを除く。）を締結したときは、当該契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（毎事業年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内）に、当該契約の内容について、当該契約の種類及び方法に応じた別記様式2から別記様式6までの書式により、農研機構のウェブサイトに掲載して公表するものとする。 【別記様式6 別添4のとおり】
	⑧ 上記①から⑦の条件を規程類で明文化し公表すること。	契約事務実施規則（抜粋）	第41条の3 理事長は、特例随意契約を締結したときは、特例随意契約を導入したことによる効果について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6第3項に規定する自ら評価を行った結果を明らかにした報告書に記載するものとする。

別表（第7条第1項及び第2項関係）

会計区分	経理責任者	担 当 組 織
管理本部	本部管理本部総務部長	本部管理本部総務部経理課（組織規程（27規程第139号）第74条に規定する業務に関する事務に係る部分に限る。）
		本部管理本部総務部会計課（組織規程第75条に規定する業務に関する事務に係る部分に限る。）
観音台第1	本部管理本部 観音台第1管理部長	本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場、上越研究拠点、安濃野菜研究拠点及び新橋事業場の適用範囲に位置するもの（本部管理本部総務部長の所掌に属するものを除く。）
		基盤技術研究本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場及び新橋事業場の適用範囲に位置するもの
		畜産研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場及び新橋事業場の適用範囲に位置するもの
		中日本農業研究センターに置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場、上越研究拠点及び安濃野菜研究拠点の適用範囲に位置するもの
		農業機械研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場の適用範囲に位置するもの
		作物研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場の適用範囲に位置するもの
		野菜花き研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場及び安濃野菜研究拠点の適用範囲に位置するもの
		植物防疫研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場の適用範囲に位置するもの
観音台第2	本部管理本部 観音台第2管理部長	本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場、常陸大宮研究拠点及び北杜研究拠点の適用範囲に位置するもの（本部管理本部総務部長の所掌に属するものを除く。）
		基盤技術研究本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場及び北杜研究拠点の適用範囲に位置するもの
		食品研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場の適用範囲に位置するもの
		作物研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場及び常陸大宮研究拠点の適用範囲に位置するもの
		生物機能利用研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場の適用範囲に位置するもの
		農村工学研究部門に置く全ての組織
観音台第3	本部管理本部 観音台第3管理部長	本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場及び小平海外病研究拠点の適用範囲に位置するもの（本部管理本部総務部長の所掌に属するものを除く。）
		基盤技術研究本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの
		動物衛生研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場及び小平海外病研究拠点の適用範囲に位置するもの

		中日本農業研究センターに置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの 作物研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの 生物機能利用研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの 農業環境研究部門に置く全ての組織 植物防疫研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの
藤本・大わし	本部管理本部 藤本・大わし管理部長	本部に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場、興津カンキツ研究拠点、金谷茶業研究拠点、北海道中央農場、北海道中央農場後志分場、胆振農場、十勝農場、上北農場、孺恋農場、八岳農場、西日本農場、雲仙農場、鹿児島農場及び沖縄農場の適用範囲に位置するもの 基盤技術研究本部に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場の適用範囲に位置するもの 果樹茶業研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場、興津カンキツ研究拠点及び金谷茶業研究拠点の適用範囲に位置するもの 野菜花き研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場の適用範囲に位置するもの 生物機能利用研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場の適用範囲に位置するもの 植物防疫研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場及び金谷茶業研究拠点の適用範囲に位置するもの 種苗管理センターに置く全ての組織
池の台	本部管理本部 池の台管理部長	本部に置く組織のうちつくば研究拠点池の台事業場、那須塩原研究拠点及び御代田山地放牧研究拠点の適用範囲に位置するもの 食品研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点池の台事業場の適用範囲に位置するもの 畜産研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点池の台事業場、那須塩原研究拠点及び御代田山地放牧研究拠点の適用範囲に位置するもの 生物機能利用研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点池の台事業場の適用範囲に位置するもの
北海道	本部管理本部 北海道管理部長	本部に置く組織のうち札幌研究拠点及び芽室研究拠点の適用範囲に位置するもの 動物衛生研究部門に置く組織のうち札幌研究拠点の適用範囲に位置するもの 北海道農業研究センターに置く全ての組織
東北	本部管理本部 東北管理部長	本部に置く組織のうち盛岡研究拠点、大仙研究拠点及び福島研究拠点の適用範囲に位置するもの 東北農業研究センターに置く全ての組織

		果樹茶業研究部門に置く組織のうち盛岡研究拠点の適用範囲に位置するもの
		植物防疫研究部門に置く組織のうち盛岡研究拠点及び福島研究拠点の適用範囲に位置するもの
西日本	本部管理本部 西日本管理部長	本部に置く組織のうち福山研究拠点、善通寺研究拠点、大田研究拠点及び安芸津ブドウ・カキ研究拠点の適用範囲に位置するもの
		畜産研究部門に置く組織のうち大田研究拠点の適用範囲に位置するもの
		西日本農業研究センターに置く全ての組織
		果樹茶業研究部門に置く組織のうち安芸津ブドウ・カキ研究拠点の適用範囲に位置するもの
		植物防疫研究部門に置く組織のうち安芸津ブドウ・カキ研究拠点の適用範囲に位置するもの
九州沖縄	本部管理本部 九州沖縄管理部長	本部に置く組織のうち合志研究拠点、筑後・久留米研究拠点（筑後）、筑後・久留米研究拠点（久留米）、都城研究拠点、種子島研究拠点、口之津カンキツ研究試験地、枕崎茶業研究拠点及び鹿児島研究拠点の適用範囲に位置するもの
		動物衛生研究部門に置く組織のうち鹿児島研究拠点の適用範囲に位置するもの
		九州沖縄農業研究センターに置く全ての組織
		果樹茶業研究部門に置く組織のうち枕崎茶業研究拠点の適用範囲に位置するもの
		植物防疫研究部門に置く組織のうち合志研究拠点の適用範囲に位置するもの
さいたま	本部管理本部 さいたま管理部長	本部に置く組織のうちさいたま研究拠点の適用範囲に位置するもの
		農業機械研究部門に置く組織のうちさいたま研究拠点の適用範囲に位置するもの
川崎	生物系特定産業技術研究支援センター所長	本部に置く組織のうち川崎事業場の適用範囲に位置するもの
		生物系特定産業技術研究支援センターに置く全ての組織

別表第 1（第 4 条関係）

管理単位	担 当 範 囲	資産管理責任者	物品管理担当課長	代 行 者
観音台第 1	観音台第 1 事業場 上越事業場 安濃事業場	本部管理本部 観音台第 1 管理部 長	本部管理本部 観音台第 1 管理部 会計課長	本部管理本部 観音台第 1 管理部 会計課長
観音台第 2	観音台第 2 事業場 常陸大宮事業場 北杜事業場	本部管理本部 観音台第 2 管理部 長	本部管理本部 観音台第 2 管理部 会計課長	本部管理本部 観音台第 2 管理部 会計課長
観音台第 3	観音台第 3 事業場 小平事業場	本部管理本部 観音台第 3 管理部 長	本部管理本部 観音台第 3 管理部 会計課長	本部管理本部 観音台第 3 管理部 会計課長
藤本・大わし	藤本・大わし事業場 興津事業場 金谷事業場	本部管理本部 藤本・大わし管理 部長	本部管理本部 藤本・大わし管理部 会計第 1 課長	本部管理本部 藤本・大わし管理部 会計第 1 課長
	北海道中央農場事業場 北海道中央農場後志分場事業場 胆振農場事業場 十勝農場事業場 上北農場事業場 釧路農場事業場 八岳農場事業場 西日本農場事業場 雲仙農場事業場 鹿児島農場事業場 沖縄農場事業場		本部管理本部 藤本・大わし管理部 会計第 2 課長	本部管理本部 藤本・大わし管理部 会計第 2 課長
池の台	池の台事業場 那須塩原事業場 御代田事業場	本部管理本部 池の台管理部長	本部管理本部 池の台管理部 会計課長	本部管理本部 池の台管理部 会計課長
北海道	札幌事業場 芽室事業場	本部管理本部 北海道管理部長	本部管理本部 北海道管理部	本部管理本部 北海道管理部
東北	盛岡事業場 大仙事業場 福島事業場	本部管理本部 東北管理部長	本部管理本部 東北管理部 会計課長	本部管理本部 東北管理部 会計課長
西日本	福山事業場 善通寺事業場 大田事業場 安芸津事業場	本部管理本部 西日本管理部長	本部管理本部 西日本管理部 会計課長	本部管理本部 西日本管理部 会計課長
九州沖縄	合志事業場 筑後事業場 久留米事業場 都城事業場 種子島事業場 口之津事業場 枕崎事業場 鹿児島事業場	本部管理本部 九州沖縄管理部長	本部管理本部 九州沖縄管理部 会計課長	本部管理本部 九州沖縄管理部 会計課長
さいたま	さいたま事業場	本部管理本部 さいたま管理部長	本部管理本部 さいたま管理部 会計課長	本部管理本部 さいたま管理部 会計課長
川崎	川崎事業場	生物系特定産業技 術研究支援センタ ー所長	生物系特定産業技術 研究支援センター 研究管理部 資金管理課長	生物系特定産業技術 研究支援センター 研究管理部 資金管理課長

別紙様式3（第12条の2第1項関係）

誓 約 書

（元号） 年 月 日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構 理事長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

当社は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 農研機構が定める諸規程を遵守し、不正に関与しないこと。
- 2 内部監査・その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 役職員からの不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

別記様式6（第41条の2第1項及び第2項関係）

特 例 随 意 契 約 に 係 る 情 報 の 公 開

(法人名：)

名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率 (%)	公開見積 競争の 参加者数	備 考
総 計								

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。